

北海道沙流郡日高町議会

1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

(1) 通年の会期制の実施

地方制度調査会の答申等の議会改革の位置づけを受け、常に議会の活動能力を有し本会議や委員会が弾力的に開催できるよう、平成24年から通年議会の試行を実施しており、平成25年1月から地方自治法に基づく通年会期制を開始しました。

(2) 議決権の拡大

議会の監視機能の強化の制度として、地方自治法第96条第2項の議決権の拡大のため、平成23年9月から総合計画を議決事項としました。

(3) 議員全員協議会への説明による情報の共有

各所管委員会で受けていた町からの議案説明を、平成26年7月から全員協議会で受け議員全員で情報の共有を図るしくみに変更しました。

(4) 政策討論会の創設

政策提言型議会の実現のため、議員同士が議論することに習熟することの必要性を痛感し、平成21年12月に政策討論会を創設しました。

2 住民に開かれた議会

(1) 議会広報紙の充実

議会広報は、年4回発行しており、町広報と併せ全戸配布されています。

議案等に対する賛否等を掲載するなど、議会の審議が町民にわかりやすく、読み易い紙面づくりを心がけています。

(2) 議会ホームページの開設

議会専用のホームページは、ありませんが、町ホームページに議会開催日程や議案審議結果、議会広報、会議録、議員名簿等を掲載し、議会情報の積極的な公開に努めています。

また、議会の会期・一般質問の通告内容は、町公共施設へ掲示し周知しています。

(3) 議会報告会の開催

平成26年から広報特別委員会から広報広聴常任委員会に組織を変更し（委員は、7名から1名増員し8名へ）、平成27年度から当議会で初めての議会報

告会を開催しました。

報告会は、町民へ町政に関する情報の提供と議会活動や町政に関する意見を直接聴取し議会審議に生かすため年1回・4会場で開催し、開催結果の内容については、議会広報でお知らせします。